

## 【イタリア】2009年に向けての経済財政戦略

\* イタリアでは、毎年6月に中期(4年ないし5年)の財政支出の目的や方針を示す「経済財政計画書」を作成することが、法律によって政府に義務づけられている。イタリア版「骨太の方針」とも言えるもので、本年(2008)も、5月に成立した新内閣により、去る6月18日に議会に提出された。その後、上下両院で審議され、承認された。

### 「経済財政計画書」(2009-2013年)

「経済財政計画書」(Documento di programmazione economico-finanziaria, 以下「DPEF」という)は、イタリアの経済及び財政の現状を分析し、今後の見通しを述べたもので、毎年秋に議会に提出され審議される予算案(次年度予算及び3か年予算)の編成やそれに係る財政法の作成にあたって、指針となる文書である。ベルルスコーニ総理大臣とトレモンティ経済・財政大臣より提出された本年(2008)のDPEFは、5月に発足した中道右派政権の、今後5年にわたる任期を通じての経済・財政の基本的な枠組を示すものとして、特に重要な意味を持つものといえる。その中の前書きとも言うべき「イタリアのための計画」と題された部分において、次の4本の主要な柱が提示されている。

- ① 個人への増税は行わないが、必要な公共サービスや社会保障も縮小させず、公共支出を3%削減する。
- ② 行政の効率化を図り、より小さな政府を実現する。
- ③ 過剰な官僚制の網から市民を解き放ち、国家への信頼を強化する。
- ④ 規制を除去し、行政が企業と協働することで、経済成長を促進する。

国の今後の財政に関しては、財政赤字の対GDP比は、2008年の2.5%から、2009年に2.0%、2010年1.0%と漸減させ、2011年に均衡を達成するという見通しを立てている。累積債務は、2011年にGDPの100%以下まで減らし、2013年に90.1%とすることを目標としている。

また、企業への課税及び負担の簡素化、イタリア製品の競争力アップ、インフラストラクチャーの整備・強化、停滞地域の発展、科学技術研究・イノベーションの推進、自由化・民営化の促進等をあげ、それらが、経済成長と社会の発展を促すとしている。

本年のDPEFを貫いているのは、その中で、端的なモットーとして記されているように、「より少ないコスト、より多い自由、より大きな発展」という戦略目標である。

7月初めに行われた、DPEFについての下院での公聴会において、ドラーギ・イタリア銀行総裁は、公共支出の削減による財政の立て直しの考え方を評価しながらも、イタリアの租税負担率はかなり高く、成長のためには、減税を行って、投資や消費の需要を高めることが必要である、と述べた。

### 「経済発展、簡素化、競争力、財政安定及び税の適正化のための」法律案と暫定措置令

来年度に向けての経済財政戦略の一環として、DPEF の提出と同時に、経済財政関係の法律案と暫定措置令が公表された。法律案は、「経済発展、簡素化、競争力、財政安定及び税の適正化のための規定」として、7月4日に議会に提出された。イノベーション、制度の簡素化、自由化、規制緩和等により経済発展を図ることを目的とし、具体的には、「停滞地域のための特別資金」の戦略的な運用、南部地域のための銀行の創設、企業の国際化のための法的整備、模倣品・偽造品対策、ブロードバンドの基盤整備、原子力エネルギー利用（の再開）に向けての様々な調整、公共事業の発注における透明性・合法性の確保等、多岐にわたる政策を網羅した全75か条からなる。

他方、本年下半期からの実施を前提にした「経済発展、簡素化、競争力、財政安定及び税の適正化のための緊急規定」（2008年6月25日の暫定措置令第112号）は、7月現在、議会で、法律に転換するための審議が行われている。この法令も、経済発展の促進、消費者の購買力の回復、行政組織の効率と経済性の確保、税の適正化、諸手続の簡素化といった幅広い課題をカバーしたものである。「経済発展・簡素化・競争力」「財政の安定化」「税の適正化」等の章により構成され、さらに、各章は、より具体的な項目の節に分かれており、全部で85か条に及ぶ大部なものである。

#### ロビンフッド税とソーシャル・カード

この大部な暫定措置令の中でも、目玉の一つとして、関心を呼んでいるのは、「税の適正化」の章の第81条に規定された、石油及びガス会社に対する課税と低所得者・年金生活者への支援措置である。以下、これについて触れておく。

公共支出の削減により財政の安定を図ろうとする新政権は、大幅な増税を行う意図はないと見られる。政権発足後いち早く固定資産税の廃止すら決めているのである(注)。しかし、昨今の原油価格の高騰により大きな収益を上げていると見られる石油・ガス等のエネルギー部門の企業に対しては、企業所得税（IRES）の税率（27.5%）を5.5%引き上げて徴収する方針である。この付加分は、富める者から金を奪い、それを貧者に分け与えた義賊になぞらえて、「ロビンフッド税」と称されている。これによる税収の一部は、新たに創設される、低所得者の食料品及びエネルギー需要を満たすための特別基金に繰り入れられ、低所得者に給付されることになるからである。受給資格の基準、給付額等、具体的な方法や運用については、7月現在検討が進められているが、「ソーシャル・カード」と呼ばれるプリペイド・カードを、年金生活者を始め、一定の所得以下の者に交付することになるだろう。このカードによって、一定の金額以内での食料品の購入と電気・ガス等の光熱費の支払いが可能となる。さらに、カードの使用により、価格の割引も行われる。

この措置については、エネルギー部門の企業に対する増税が、料金に転嫁され、結局は低所得者の家計を圧迫するのではないかと、との危惧もある。これに対して、独立行政機関である電気ガス規制局は、法規の趣旨に沿って厳しく監視するとしている。

注 「【イタリア】家計の負担を軽減するための緊急措置」『外国の立法』236-1号, 2008.7, p.31 参照

（萩原 愛一・海外立法情報調査室）